

平成 30 年 9 月 20 日

各 位

会社名 株式会社ユーグレナ
代表者名 代表取締役社長CEO 出雲 充
(コード番号：2931)
問合せ先 取締役CFO 永田 暁彦
(TEL.03-3454-4907)

第三者割当による第7回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行
及びファシリティ契約（行使停止指定条項付）の締結に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、SMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）を割当予定先として第三者割当により新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行すること（以下「本資金調達」といいます。）及び金融商品取引法に基づく本新株予約権に関する届出の効力発生後にファシリティ契約（以下「本ファシリティ契約」といいます。）を締結することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 30 年 10 月 9 日
(2) 発行新株予約権数	60,000 個
(3) 発 行 価 額	本新株予約権 1 個当たり 740 円（総額 44,400,000 円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：6,000,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は 586 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、6,000,000 株です。
(5) 調達資金の額（新株 予約権の行使に際し て出資される財産の 価額）	5,058,400,000 円（差引手取概算額）（注）
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 837 円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（効力発生日は本新株予約権の発行要項第 10 項をご参照ください。）に、当該効力発生日の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格の 92%に相当する金額に修正されますが、かかる修正後の価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

	修正後の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8) 割当予定先	SMBC日興証券
(9) その他	当社は、SMBC日興証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権の買取に関する契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結する予定です。本新株予約権買取契約において、SMBC日興証券は、当社の事前の書面による同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない旨が定められる予定です。また、当社は、本新株予約権買取契約の締結と同時に当社とSMBC日興証券との間で、SMBC日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力することや、当社の判断により、SMBC日興証券が本新株予約権を行使することができない期間を指定できること（以下「行使停止指定条項」といいます。）、当社による本新株予約権の買取義務等について取り決めた本ファシリティアクティビティ契約を締結する予定です。なお、本ファシリティアクティビティ契約に関する詳細につきましては、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要」をご参照ください。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使可能期間（本新株予約権の発行要項第12項に定める行使可能期間をいいます。以下同じです。）内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社グループは、「人と地球を健康にする」を経営理念に掲げ、微細藻類ユーグレナ（和名：ミドリムシ、以下「ユーグレナ」といいます。）の食品用途屋外大量培養技術をコア技術とし、ユーグレナに関する多様な研究開発活動を行うとともに、ユーグレナを活用した健康食品・化粧品等の製造販売を行うヘルスケア事業、及びユーグレナを活用したバイオ燃料開発等を行うエネルギー・環境事業を展開しております。

当社の戦略に基づき、当社グループは、平成32年9月期までに「①グループ連結売上高300億円の達成」と「②国産バイオジェット・ディーゼル燃料の実用化」の達成を目指す中期経営目標の実現に向けた取り組みを進めております。

「①グループ連結売上高300億円の達成」に向けては、当社グループにおけるシナジーや事業基盤の強化が見込まれるヘルスケア分野等のM&A、効率的な広告宣伝投資による顧客基盤の強

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

化及びユーグレナの機能性研究や新規素材開発などの研究開発を推進することで、事業の中長期的成長を図っております。

当社はこれまでに、販売チャネルの強化を目指して当社主要OEM取引先であった株式会社ユーグレナ・アート（旧株式会社ユーキ及び株式会社アート・コーポレーション）、株式会社エボラ及びヘルスン株式会社（旧イースター株式会社）を完全子会社化したほか、ヘルスケア事業の商品ラインアップ拡充及び顧客基盤強化を目的として、クロレラを中心とした健康食品の通販事業を展開する株式会社クロレラサプライ及び美意識の高い女性向けに葉酸と各種栄養成分を配合したサプリメントの通販事業を展開する株式会社フックを完全子会社化しました。また、顧客に提供するヘルスケア・ソリューションを拡大・深化する手段の一つとして遺伝子解析等のバイオインフォマティクス領域に着目し、遺伝子検査サービスのノウハウ及びシステムを有する株式会社ジーンクエストを完全子会社化しました。

今後も当社は、「ユーグレナの販売チャネルや生産・研究機能の拡充」、「ヘルスケア事業基盤を活かした成長とシナジー創出」、「事業ポートフォリオの拡大や新規領域進出に向けた事業基盤獲得」の3つをテーマとして、M&A戦略を推進していく方針です。そして、当社が引き続きM&A戦略による事業成長を目指していくために、自己資本の充実により、財務体質を一層強固なものとし、環境の変化に応じて機動的に資金を投入可能な体制を整えることが必要であると考えております。

また、広告宣伝投資と研究開発投資に関しても、継続して推進することで、直販顧客のリピート率の改善を図りつつ投資効率を重視した広告宣伝投資を継続するとともに、さらなる機能性解明による商品力強化や新商品開発を進めていくことで、事業基盤の拡充を通じたヘルスケア事業のオーガニックな成長を目指してまいります。

「②国産バイオジェット・ディーゼル燃料の実用化」に向けては、平成29年6月1日に着工した国産バイオジェット・ディーゼル燃料製造実証プラント（注）（以下、「本実証プラント」）が、平成30年10月末に竣工、平成31年前半までに稼働開始を予定しており、平成32年までに本実証プラントにて製造したバイオジェット燃料による有償フライトを実現すべく準備を進めております。

（注）本実証プラントはバイオジェット燃料及びバイオディーゼル燃料の実用化に向けた実証研究を目的に建設されるため、本実証プラントに係る投資額である総額約58億円については、物件引渡予定日である平成30年10月31日を以て研究開発費として一括費用計上する予定です。

本実証プラントの建設に係る設備投資資金に関しては、平成25年11月発行決議の公募増資による調達資金（43億円を充当）、平成29年3月30日に認定された神奈川県企業誘致推進方策「セレクト神奈川100」における補助金、平成29年4月25日に認定された横浜市「横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例」における補助金、及び手元現預金により既に確保できており、追加の資金調達は予定しておりません。一方、本実証プラントに関して、平成30年10月末に予定する竣工、平成31年前半までに予定する稼働に伴い、借地料・労務費・保険料・修繕費・用役使用料などの本実証プラントの運営費用や、原料費・運送費・品質管理費

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

などのバイオ燃料製造・供給に向けた運転資金が継続的に必要となる見込みです。

資金調達を行うに際して、下記、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり多様な比較検討を行い、その1つとしてエクイティ性資金の調達について検討を進めてまいりました。本新株予約権は、当社の判断により、SMBC日興証券が本新株予約権を行使することができない期間を指定することができる行使停止指定条項を活用すること等により、急激な希薄化を回避し既存株主の利益に配慮しつつ株価動向等を見極めた資金調達を行うことが可能であり、当社の資金需要にも即した資金調達方法と考えております。そのため、本新株予約権により資金調達を実施することとしました。

今回調達する資金に関しましては、ヘルスケア事業(特に機能性食品・化粧品等の直販や卸売)における事業基盤の拡充やシナジー創出に資する企業及び事業ポートフォリオの拡大や新規領域進出に向けた事業基盤獲得に資する企業等を対象とした将来のM&Aに係る資金、ヘルスケア事業における直販等の事業基盤の拡充に必要な広告宣伝費や機能性研究・新規素材開発に必要な研究開発費のための運転資金及び本実証プラントの運営に関する運転資金として平成30年10月から平成33年9月までに充当する予定であり、具体的には、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりであります。

当社は、今般の資金調達の達成が、将来的な企業価値の向上に繋がることで既存株主をはじめとするステークホルダーの利益に資するものと考えております。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がSMBC日興証券に対し、行使可能期間を約2年間とする行使価額修正条項付新株予約権(行使価額の修正条項の内容は、本新株予約権の発行要項第10項をご参照ください。)を第三者割当の方法によって割当て、SMBC日興証券による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社はSMBC日興証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本新株予約権買取契約及び以下の内容を含んだ本ファシリティ契約を締結する予定です。

【本ファシリティ契約の内容】

本ファシリティ契約は、当社とSMBC日興証券との間で、以下のとおり、SMBC日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力することや、行使停止指定条項、当社による本新株予約権の買取義務等について取り決めるものであります。

① SMBC日興証券による本新株予約権の行使に関する努力義務及び任意行使

SMBC日興証券は、行使可能期間中、下記②記載の本新株予約権の行使が制限されている場合を除き、残存する本新株予約権を行使するよう最大限努力します。

ただし、SMBC日興証券は、いかなる場合も、本新株予約権を行使する義務を負いません。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

② 当社による行使停止要請通知（行使停止指定条項）

SMB C日興証券は、行使可能期間において、当社からの行使停止要請通知（以下に定義します。）があった場合、行使停止期間（以下に定義します。）中、行使停止期間の開始日に残存する本新株予約権の全部について行使ができないものとされます。なお、当社は、かかる行使停止要請通知を随時、何回でも行うことができます。具体的には、以下のとおりです。ただし、当社の発行する株式、新株予約権又は新株予約権付社債に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間においてはこの限りではありません。

- 当社は、SMB C日興証券が本新株予約権を行使することができない期間（以下「行使停止期間」といいます。）として、行使可能期間の間の任意の期間を指定することができます。
- 当社は、行使停止期間を指定するにあたっては、当該行使停止期間の開始日の3取引日前の日までに、SMB C日興証券に通知（以下「行使停止要請通知」といいます。）を行います。なお、当社は、行使停止要請通知を行った場合、その都度プレスリリースにて開示いたします。
- 行使停止期間の開始日及び終了日は、行使可能期間中の取引日のいずれかの日とします。
- 当社は、SMB C日興証券に対して、当該時点で有効な行使停止要請通知を撤回する旨の通知（以下「行使停止要請撤回通知」といいます。）を行うことにより、行使停止要請通知を撤回することができます。ただし、当該行使停止要請撤回通知の対象となる行使停止要請通知について、行使停止要請撤回通知が行われた日（当日を含みます。）から当該行使停止要請通知に係る行使停止期間の終了日（当日を含みます。）までの期間が2取引日未満である場合を除きます。なお、当社は、行使停止要請撤回通知を行った場合、その都度プレスリリースにて開示いたします。

③ 当社による本新株予約権の買取義務

当社は、平成32年10月30日に、その時点で残存する本新株予約権の全部を、本新株予約権1個当たりにつき払込金額と同額で直ちに買い取る義務を負います。

（2）資金調達方法の選択理由

当社は、本新株予約権の発行による資金調達方法を選択するにあたり、既存株主の利益に配慮し当社株式の過度な希薄化の抑制や株価への影響を軽減するとともに、当社の資金需要や株価の状況に応じた資金調達の柔軟性を確保すること、及び平成32年9月期までに「①グループ連結売上高300億円の達成」と「②国産バイオジェット・ディーゼル燃料の実用化」の達成を目指す中期経営目標の実現を図ることが可能な資金調達を行うことに重点を置いて、多様な資金調達方法を比較検討してまいりました。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

上記資金調達方法の選択にあたっては、借入等のデット性資金の調達、又は公募増資等その他のエクイティ性資金の調達についても検討しました。今回の資金調達は、ヘルスケア事業（特に機能性食品・化粧品等の直販や卸売）における事業基盤の拡充やシナジー創出に資する企業及び事業ポートフォリオの拡大や新規領域進出に向けた事業基盤獲得に資する企業等を対象とした将来のM&Aに係る資金、ヘルスケア事業における直販等の事業基盤の拡充に必要となる広告宣伝費や機能性研究・新規素材開発に必要となる研究開発費のための運転資金及び本実証プラントの運営に関する運転資金として充当することを目的としており、このような目的に沿った資金調達方法として、急激な希薄化を回避し既存株主の利益に配慮しつつ、株価動向を踏まえた資金調達が可能な、当社の資金需要にも則したエクイティ性資金での調達が最適であると考えました。そのような状況の中、SMB C日興証券より、第三者割当による本新株予約権の発行及び本ファシリティ契約のご提案をいただきました。

本ファシリティ契約は、上記「(1) 資金調達方法の概要」に記載のとおり、当社とSMB C日興証券との間で、SMB C日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力することや、行使停止指定条項等について取り決めるものであります。これらの取り決めにより、行使可能期間において本新株予約権の行使が進むことで当社の資金調達及び資本増強を図りつつ、当社の資金需要や株価動向等を見極めながら当社の判断により行使停止期間を指定して資金調達の時期や行使される本新株予約権の量をコントロールすることが可能となります。さらに、下記のとおり、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式は6,000,000株で一定であることから、本新株予約権の行使による株式価値の希薄化が限定されているため、既存株主に与える影響を一定の範囲に抑えながら中期経営目標の実現が可能であると考えられます。

当社は今回の資金調達に際し、本新株予約権の発行に係るSMB C日興証券からの提案内容並びに以下に記載する「本資金調達の方法の特徴」及び「他の資金調達方法との比較」を総合的に勘案した結果、本ファシリティ契約の締結を伴う本新株予約権の発行による資金調達が現時点における最良の選択であると判断しました。

【本資金調達の方法の特徴】

本資金調達の方法の特徴は、以下のとおりとなります。

① 本新株予約権の行使に関する努力義務及び行使停止指定条項

本ファシリティ契約に基づき、行使可能期間中、(i) SMB C日興証券は本新株予約権を行使するよう最大限努力することとされており、本新株予約権の行使が進むことにより当社の資金調達及び資本増強が図られます。加えて、(ii)行使停止指定条項により、当社は、当社の判断によりSMB C日興証券に対して本新株予約権を行使しないよう要請することができ、行使停止期間中、SMB C日興証券は本新株予約権の行使ができないこととなりますので、当社は、資金需要や株価動向等を見極めながら、資金調達の時期や行使される本新株予約権の量を一定程度コントロールすることができます。

② 希薄化

本新株予約権の目的である当社普通株式の数は6,000,000株で一定であるため、株価動向によらず、本新株予約権の行使の結果交付されることとなる当社普通株式数が限定されている

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

こと（本新株予約権の全てが行使された場合には、当社の総議決権数 846,517 個（平成 30 年 3 月 31 日現在）に対する希薄化率は 7.09%）により、希薄化を限定し、既存株主の利益に配慮しています。本新株予約権には上限行使価額が設定されていないため、株価上昇時には希薄化を抑制しつつ調達金額が増大するというメリットを当社が享受できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっています。

③ 下限行使価額

本新株予約権には下限行使価額が設定されているため、株価下落時における当社普通株式 1 株当たり価値の希薄化というデメリットを一定限度に制限できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっています。具体的には、本新株予約権の下限行使価額を 586 円（発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 70%に相当する金額）に設定しました。

④ 割当予定先との約束事項

当社は、SMB C 日興証券との間で締結される本新株予約権買取契約において、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社普通株式の交付を除き、本新株予約権買取契約の締結日以降、(i) 残存する本新株予約権の全てが行使された日、(ii) 当社が本新株予約権の発行要項に基づき残存する本新株予約権の全部を取得し、これを消却し、かつ、本新株予約権 1 個当たりにつき払込金額と同額を交付した日、(iii) SMB C 日興証券が残存する本新株予約権の全部を他の者に譲渡した日又は(iv)平成 32 年 10 月 30 日のいずれか先に到来する日までの間、SMB C 日興証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の株式及び当社の株式を取得する権利又は義務を有する有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び取得対価を当社の株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。）の発行又は売却（ただし、ストックオプション若しくは譲渡制限付株式報酬制度に関わる発行、株式分割、新株予約権若しくは取得請求権の行使又は取得条項の発動によるものを除きます。）を行わないこと、並びに上記の発行又は売却を実施することに係る公表を行わないことに合意する予定です。

また、当社は、SMB C 日興証券との間で締結される本ファシリティ契約において、当社が、平成 32 年 10 月 30 日に、その時点で残存する本新株予約権の全部を、本新株予約権 1 個当たりにつき払込金額と同額で直ちに買い取る義務を負うことを合意する予定です。

⑤ 譲渡制限

SMB C 日興証券は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することができない旨が、本新株予約権買取契約において規定される予定です。

⑥ 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の発行要項上、本新株予約権の取得事由として以下の事由が定められております。

(ア) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たりにつき払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。一部を取得する場合には、

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

抽選その他の合理的な方法により行うものとします。当社は、取得した本新株予約権を消却します。

(イ) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること（以下これらを総称して「組織再編行為」といいます。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）等で承認決議をした場合、会社法第 273 条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たりにつき払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得します。当社は、取得した本新株予約権を消却します。

(ウ) 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から 2 週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権 1 個当たりにつき払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得します。当社は、取得した本新株予約権を消却します。

(エ) 当社は、本新株予約権の発行後、20 連続取引日（ただし、終値のない日数を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含みます。）が 419 円を下回った場合、当該 20 連続取引日の最終日から起算して 11 銀行営業日が経過する日に、本新株予約権 1 個当たりにつき払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得します。当社は、取得した本新株予約権を消却します。

⑦ 本新株予約権のデメリット

本新株予約権については、以下の(ア)～(オ)のようなデメリットがあります。

(ア) 本新株予約権による資金調達は、SMB C 日興証券が本新株予約権を行使した場合に限り、その行使された本新株予約権の目的である普通株式の数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるものとなっているため、上記「1. 募集の概要」(5)に記載された調達資金の額に相当する資金を短期間で調達することは難しくなっております。

(イ) 本新株予約権は、上記「1. 募集の概要」(6)に記載された内容に従って行使価額が修正されるものであるため、SMB C 日興証券が本新株予約権を全て行使したとしても同「1. 募集の概要」(5)に記載された調達資金の額に相当する資金を調達できない可能性があります。

(ウ) 本新株予約権の発行による資金調達は、SMB C 日興証券に対してのみ本新株予約権を割り当てる第三者割当方式で行われるため、資金調達を行うために不特定多数の新投資家を幅広く勧誘することは困難です。

(エ) 本ファシリティ契約において、SMB C 日興証券は自身の裁量によって本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等が規定されるものの、株価や出来高等の状況によっては権利行使が進まず、資金調達及び資本増強が進まず予定どおり達成されない可能性があります。加えて、株価が下限行使価額を一定期間下回った場合は、本新株予約権 1 個当たりにつき払込金額と同額にて取得され、資金調達及び資本増強が実現されません。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

また、当社は、平成32年10月30日に、その時点で残存する本新株予約権の全部を、本新株予約権1個当たりにつき払込金額と同額で直ちに買い取る義務を負います。

(オ)最大希薄化株数が限定された場合においても、本新株予約権全てが行使されるとは限らないため、行使終了まで最終的な希薄化を確定させることができません。

【他の資金調達方法との比較】

- ① 公募増資による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。
- ② 第三者割当による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられます。加えて割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となるため、当社の株主構成及びコーポレートガバナンスに影響を及ぼす可能性があると考えられます。
- ③ 株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（以下「MSCB」といいます。）は、MSCBの割当先が転換権を有しているため発行会社のコントロールが一切及ばず、かつ、転換終了まで転換株数（希薄化率）が未確定であるため、1株当たり利益の希薄化に及ぼす影響の予測が困難となり、株主を不安定な状況に置くことになると考えられます。
- ④ 新株予約権の無償割当てによる資金調達手法であるライツ・オファリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、当社は元引受契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノン・コミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、国内で実施された事例が少なく、ストラクチャーの検討や準備に相当の時間を要することから、現時点においては当社の資金調達手法として適当でないと考えられます。また、ノン・コミットメント型ライツ・オファリングにおいては、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であると考えられます。
- ⑤ 本ファシリティ契約の締結を伴わない新株予約権の発行は、当社が権利行使のタイミングや行使される新株予約権の量をコントロールすることができず、柔軟性及び希薄化への配慮の観点から適当ではないと考えられます。コミットメント型（割当先が一定数量の行使義務を負う形態）は株価や流動性の動きにかかわらず権利行使する義務を負うことになり、株価推移に影響を与える可能性もあると考えられます。また、行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となることが考えられます。
- ⑥ 借入により全額調達した場合、調達金額が負債となるため、自己資本の充実により、財務体質を一層強固なものとし、環境の変化に応じて機動的に資金を投入可能な体制を整えるとい

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

う目的を達成することができず、財務戦略の柔軟性が低下することが考えられます。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

・ 本新株予約権に係る調達資金	5,066,400,000 円
本新株予約権の払込金額の総額	44,400,000 円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	5,022,000,000 円
・ 発行諸費用の概算額	8,000,000 円
・ 差引手取概算額	5,058,400,000 円

(注) 1. 上記差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は減少いたします。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用等の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記(1)に記載のとおり 5,058,400,000 円です。

具体的な使途については、平成 30 年 10 月から平成 33 年 9 月までに①上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、平成 32 年 9 月期までの中期経営目標として掲げている「①グループ連結売上高 300 億円の達成」をはじめとする事業の中長期的成長を目的とした、ヘルスケア事業（特に機能性食品・化粧品等の直販や卸売）における事業基盤の拡充やシナジー創出に資する企業及び事業ポートフォリオの拡大や新規領域進出に向けた事業基盤獲得に資する企業等を対象とした将来のM&Aに係る資金に 2,500,000,000 円、②ヘルスケア事業における直販等の事業基盤の拡充に必要な広告宣伝費や機能性研究・新規素材開発に必要な研究開発費のための運転資金に 1,558,400,000 円、並びに③本実証プラントの運営に関する運転資金に 1,000,000,000 円を充当する予定であります。

なお、上記①の資金使途に関連した実績として、当社は平成 24 年 12 月の東証マザーズ上場以来、多数のM&A案件を検討してきており、最終的に実施に至った案件は 16 件（うち 6 件はマイノリティ投資案件）、案件総額は約 58 億円となっております。また、直近 3 年間に実施した案件は 11 件（うち 6 件はマイノリティ投資案件）、案件総額は約 36 億円となっております。これまで

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

の合計投資実績を背景に、今後3年間で過去実績と同水準以上の規模のM&Aを実施していく方針であり、同方針のもとでM&Aを円滑に推進していくためには手元現預金を少なくとも25億円上積みする必要があると判断したことから、将来のM&Aに係る充当資金として25億円と設定しております。なお、25億円を超える資金が必要となった場合には、当該時点の状況に応じて、手元現預金や借入等を活用する予定であります。

- (注) 1. 差引手取概算額は、上記のとおり支出する予定であり、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。
2. 本新株予約権の行使状況によって調達資金の額や調達時期が決定されることから、支出予定時期の期間中に想定どおりの資金調達ができなかった場合には、他の方法による資金調達の実施又は事業計画の見直しを行う可能性があります。また、資金を使用する優先順位としましては、支払時期が早い事項から充当する予定であり、調達額が予定に満たない場合には、当該時点で未充当の資金使途には充当できなくなる可能性があります。そのような場合には、他の方法による資金調達の実施、事業収入や手元現預金の活用等を検討する可能性があります。
3. 本新株予約権の行使時における株価推移により、上記の使途に充当する支出予定額を上回って資金調達が行われた場合には、上記②に追加充当する予定です。
4. ヘルスケア事業（特に機能性食品・化粧品等の直販や卸売）における事業基盤の拡充やシナジー創出に資する企業及び事業ポートフォリオの拡大や新規領域進出に向けた事業基盤獲得に資する企業等を対象とした将来のM&Aが実現しない場合には、上記②、③に追加充当する予定です。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使による調達資金を上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、今後のM&A戦略の推進、効率的な広告宣伝投資と機能性研究・新規素材開発等の研究開発投資の拡充、バイオ燃料関連の研究開発活動の推進を図ることが可能となり、事業成長の実現と財務内容の向上に繋がるものであり、当社の経営上合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行要項、本新株予約権買取契約及び本ファシリティ契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役CEO 野口真人）が算定した結果を参考として、本新株予約権の1個の払込金額を算定結果と同額の740円としました。なお、当該算定機関は、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性、当社の資金調達需要等について一定の前提を置き、当社の行動については資金

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

調達をすべく本ファシリティ契約に基づく行使停止要請通知を行わず、株価が上昇している際には取得条項については行使しないこと等を仮定し、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について、株価水準に留意しながら権利行使を行うものとし、行使した本新株予約権に係る株式数を全て売却した後に次の権利行使を行うことを仮定して評価を実施しています。当社は、当該算定機関の算定結果を参考にしつつ、また、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の事由を勘案の上、本新株予約権の払込金額が合理的であると判断しました。

これらの結果、本日現在において当社監査等委員会から、監査等委員全員一致の意見として本新株予約権の払込金額は上記算定結果に照らして割当予定先に特に有利でなく、取締役の判断について法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の全てが行使された場合に交付される当社普通株式 6,000,000 株に係る議決権の数は 60,000 個であり、当社の発行済株式総数 85,795,072 株（平成 30 年 8 月 31 日現在）に対して 7.00%、総議決権数 846,517 個（平成 30 年 3 月 31 日現在）に対して 7.09%の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権による資金調達は、ヘルスケア事業（特に機能性食品・化粧品等の直販や卸売）における事業基盤の拡充やシナジー創出に資する企業及び事業ポートフォリオの拡大や新規領域進出に向けた事業基盤獲得に資する企業等を対象とした将来のM&A機会、広告宣伝投資や研究開発投資によるヘルスケア事業の事業基盤の拡充及び本実証プラントの着実な運営に繋がるものであり、また、比較的長期間かつ継続的な資金需要に対して適時適切な充足を図るものであることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、当社普通株式の過去 2 年間（平成 28 年 9 月から平成 30 年 8 月まで）の 1 日当たりの平均出来高は 416,275 株であり、直近 6 か月間（平成 30 年 3 月から平成 30 年 8 月まで）の同出来高も、336,343 株であることから、当社普通株式は一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に交付されることとなる当社普通株式数 6,000,000 株を行使期間である約 2 年間で行使売却するとした場合の 1 日当たりの数量は約 11,928 株となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。また、本新株予約権の権利行使及び売却により当社株式の流動性供給が図られるものであること、また、割当予定先として選択したSMB C日興証券との間で、SMB C日興証券が本新株予約権を行使するよう最大限努力することや、行使停止指定条項等を規定する本ファシリティ契約を締結する予定であることに鑑み、発行数量の規模は合理的であるとと考えております。

また、①本新株予約権及び本ファシリティ契約の内容により、本新株予約権の発行による資金調達は、当社が有する選択肢の中で、当社が、当社の判断により株価動向等を見極めながら資金調達の時期や行使される本新株予約権の量を一定程度コントロールすることができること、②当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与えるものではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	SMB C日興証券株式会社
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	取締役社長 清水 喜彦
(4) 事 業 内 容	金融商品取引業等
(5) 資 本 金	100 億円
(6) 設 立 年 月 日	平成 21 年 6 月 15 日
(7) 発 行 済 株 式 数	200,001 株
(8) 決 算 期	3 月 31 日
(9) 従 業 員 数	10,574 人 (平成 30 年 3 月 31 日現在)
(10) 主 要 取 引 先	投資家及び発行体
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三井住友銀行
(12) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係	
資 本 関 係	当該会社が当社の株式 113,700 株 (平成 30 年 8 月 31 日現在。平成 30 年 3 月 31 日現在の当社の普通株式に係る総議決権数の 0.13%) を保有しているほか、特筆すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社の 100%子会社である株式会社ユーグレナインベストメント、割当予定先及び株式会社リバネスの 3 社で、合同会社ユーグレナ SMB C 日興リバネスキャピタルを設立し、ベンチャーキャピタルファンドである「リアルテックファンド」を管理運営しております。上記以外に特筆すべき関係はございません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位:百万円。特記しているものを除きます。)				
決算期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期	
連結純資産	697,808	544,248	818,734	
連結総資産	10,479,163	11,687,428	10,691,674	
1株当たり連結純資産(円)	3,488,348	2,720,472	4,092,914	
連結営業収益	318,791	361,232	397,405	
連結営業利益	51,350	75,804	89,690	
連結経常利益	55,826	80,064	94,982	
親会社株主に帰属する当期純利益	42,106	46,943	63,705	
1株当たり連結当期純利益(円)	210,531	234,715	318,526	
1株当たり配当金(円)	—	1,059,145	86,600	

(注) SMB C日興証券は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社はSMB C日興証券以外の金融機関からも資金調達に関する提案を受けましたが、SMB C日興証券より提案を受けた本資金調達の手法及びその条件は、既存株主の利益に配慮し当社株式の希薄化を抑制するとともに、本資金調達の目的及び中期的な経営目標の達成に向けて、財務の柔軟性を確保しながら安定的かつ強固な経営基盤を確立するという当社のニーズに最も合致しているものと判断しました。その上で、SMB C日興証券が上記「1. 募集の概要」及び「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載の本資金調達の方法の特徴その他の商品性全般に関する知識に加え、同「(1) 割当予定先の概要」に示すように、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること、国内外に厚い顧客基盤を有する証券会社であり今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付する普通株式の円滑な売却が期待されること等を総合的に勘案して、SMB C日興証券への割当てを決定しました。

(注) 本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるSMB C日興証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権買取契約において、SMB C日興証券は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定です。SMB C日興証券は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式については、借株を用いた売却の場合には、当該借株の貸主に対して返却し、その他の場合は、適時売却していく方針であることを口頭で説明を受けております。また、SMB C日興証券はいずれの場合も市場動向を勘案し、借株を用いた売却又は適時売却を行う方針であることを口頭で説明を受けております。また、当社は、

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

SMB C日興証券が、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式について長期保有する意思を有しておらず、市場動向等を勘案し適時売却していく方針であることを口頭で確認しております。

当社とSMB C日興証券は、本新株予約権買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSC B等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される普通株式数が、本新株予約権の払込期日時点で金融商品取引所が公表している直近の当社の普通株式に係る上場株式数の10%を超える場合には、原則として、当該10%を超える部分に係る行使を行うことができない旨その他の同施行規則第436条第4項及び第5項に規定する内容を定める予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先であるSMB C日興証券からは、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けており、同社の平成31年3月期第1四半期決算短信に記載されている平成30年6月30日現在の連結財務諸表等から十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社は、割当予定先であるSMB C日興証券との間で、本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う当社普通株式の売付け等以外の本案件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株を行わない旨の合意をする予定であります。

なお、SMB C日興証券は出雲充氏との間で株券貸借取引契約の締結を行う予定であります。現時点では契約内容に関して決定した事実はありません。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成30年3月31日現在）	
出雲 充	14.41%
JXTGホールディングス株式会社	1.76%
株式会社インスパイア	1.74%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1.74%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.63%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	1.32%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.28%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	1.19%

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

東京センチュリー株式会社	1.17%
鈴木 健吾	0.99%

(注) 今回の本新株予約権の募集分については、権利行使後の株式保有について長期保有を約していないため、今回の本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。なお、割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社普通株式を全て保有し、かつ、本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合、割当予定先に係る権利行使後の所有株式数は6,000,000株、かかる行使後の割当予定先の所有議決権数が総議決権数に占める割合は、6.61%となります(平成30年8月31日現在で割当予定先が保有している当社の普通株式を除きます。)

9. 今後の見通し

平成30年5月11日付「通期業績予想の修正に関するお知らせ」にて公表いたしました通期の連結業績目標に変更はありません。

なお、今回の調達資金は、上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な用途」に記載の用途に充当することにより、将来の業績に寄与するものと考えております。

10. 企業行動規範上の手続き

一般の第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結) (単位:千円。特記しているものを除きます。)

	平成27年9月期	平成28年9月期	平成29年9月期
連結売上高	5,924,356	11,103,230	13,886,603
連結営業利益	476,335	693,955	950,937
連結経常利益	726,382	944,506	1,207,235
親会社株主に帰属する当期純利益	469,639	673,344	785,886
1株当たり連結当期純利益金額	5.85	8.18	9.44
1株当たり配当額(円)	0	0	0
1株当たり連結純資産額(円)	154.58	162.35	185.47

ご注意: この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (平成 30 年 8 月 31 日現在)

	株 式 数	発行済株式総数に対する比率
発 行 済 株 式 総 数	85,795,072 株	100.00%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数の総数	3,031,900 株	3.54%
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数の総数	—	—
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数の総数	—	—

(注) 1. 上記潜在株式数は、全てストックオプションとして発行した新株予約権によるものであります。

2. 業績条件付有償ストックオプションとして発行した第 5 回新株予約権総数の 40%相当分に関しては、業績目標に係る行使条件を充たしておりません。加えて、第 6 回新株予約権に関しては、現時点では業績目標に係る行使条件を充たしておらず、また本新株予約権の行使期間も開始しておりません。そのため、これらの新株予約権については、上記潜在株式数の計算に含めておりません。

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 28 年 9 月期	平成 29 年 9 月期	平成 30 年 9 月期
始 値	1,731 円	1,457 円	1,190 円
高 値	2,015 円	1,463 円	1,194 円
安 値	1,268 円	1,098 円	761 円
終 値	1,454 円	1,184 円	837 円

(注) 平成 30 年 9 月期の株価については、平成 30 年 9 月 19 日現在で表示しております。

② 最近 6 か月間の状況

	平成 30 年 4 月	平成 30 年 5 月	平成 30 年 6 月	平成 30 年 7 月	平成 30 年 8 月	平成 30 年 9 月
始 値	1,023 円	1,001 円	885 円	828 円	833 円	832 円
高 値	1,046 円	1,032 円	976 円	868 円	868 円	856 円
安 値	991 円	877 円	817 円	761 円	761 円	801 円
終 値	1,007 円	887 円	830 円	827 円	840 円	837 円

(注) 平成 30 年 9 月の株価については、平成 30 年 9 月 19 日現在で表示しております。

ご注意：この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

③ 発行決議前営業日における株価

	平成 30 年 9 月 19 日現在
始 値	849 円
高 値	849 円
安 値	834 円
終 値	837 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① エクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式発行

払込期日	平成 29 年 6 月 9 日
調達資金の額	1,093,044,800 円 (差引手取概算額)
発行価額	1 株につき 1,152 円
募集時における発行済株式総数	83,062,216 株
当該募集による発行株式数	954,900 株
募集後における発行済株式総数	84,017,116 株
割当先	小橋工業株式会社 434,100 株 千代田化工建設株式会社 260,400 株 アピ株式会社 86,800 株 いすゞ自動車株式会社 86,800 株 伊藤忠エネクス株式会社 86,800 株
発行時における当初の資金用途	①平成 29 年 7 月から平成 32 年 9 月までに本実証プラントの運営に関する運転資金として 993 百万円 ②平成 29 年 7 月から平成 30 年 9 月までに本藻類培養設備に関する研究開発資金として 99 百万円
現時点における資金の充当状況	①平成 30 年 8 月末までに 199 百万円を充当済みです。 ②平成 30 年 8 月末までに全額充当済みです。

(注) 詳細につきましては平成 29 年 5 月 19 日付「第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ」をご参照下さい。

② 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
変更はありません。

以 上

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(別紙)

株式会社ユーグレナ
第7回新株予約権
発行要項

1. 本新株予約権の名称 株式会社ユーグレナ第7回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 44,400,000 円
3. 申込期間 平成30年10月9日
4. 割当日及び払込期日 平成30年10月9日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を、SMB C日興証券株式会社に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式6,000,000株とする(本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数(以下「交付株式数」という。)は、100株とする。)。ただし、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 第11項の規定に従って行使価額(第9項第(1)号に定義する。)が調整される場合(第11項第(5)号に従って下限行使価額のみが調整される場合を含む。)は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする(なお、第11項第(5)号に従って下限行使価額のみが調整される場合は、仮に第11項第(2)号又は第(4)号に従って行使価額が調整された場合における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。)。
$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
 - (4) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(4)号又は第(5)号による行使価額又は下限行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額又は下限行使価額を適用する日と同日とする。
 - (5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、第11項第(2)号④に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やか

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

にこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 60,000 個
 8. 各本新株予約権の払込金額 740 円（本新株予約権の目的である普通株式1株当たり 7.4 円）
 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に交付株式数を乗じた額とする。
 - (2) 行使価額は、当初 837 円とする。ただし、行使価額は第 10 項又は第 11 項に従い、修正又は調整されることがある。
10. 行使価額の修正
- (1) 本新株予約権の発行後、行使価額は、第 16 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「決定日」という。）に、決定日の前取引日（ただし、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）がない場合には、その直前のVWAPのある取引日とする。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引のVWAPの92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。）に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。ただし、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が下限行使価額（以下に定義する。以下同じ。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。
 - (2) 「下限行使価額」は、586 円（ただし、第 11 項の規定を準用して調整される。）とする。
 - (3) 本新株予約権の行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき交付される場合、株式無償割当てにより交付される場合、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、当社株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当て（以下総称して「株式分割等」という。）をする場合

調整後行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(3)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合（なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。）は、新株予約権を無償で発行したものとして本③を適用する。ただし、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人にストックオプション制度に基づき新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、発行される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして（なお、単一の証券（権利）に複数の取得価額又は行使価額が存する場合には、これらの当初の価額のうち、最も低い価額で取得され又は行使されたものとみなす。）、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日（当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日）以降これを適用する。

ただし、本③に定める証券（権利）又は新株予約権の発行が買収防衛を目的とする発行である場合において、当社がその旨を公表のうえ本新株予約権者に通知し、本新株予約権者が同意したときは、調整後行使価額は、当該証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てにつ

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

いてその要項上取得の請求、取得条項に基づく取得又は行使が可能となる日（以下「転換・行使開始日」という。）において取得の請求、取得条項による取得又は行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、転換・行使開始日の翌日以降これを適用する。

- ④ 本号①乃至③の場合において、基準日又は株主確定日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日までの期間内に本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を追加交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号④の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日又は株主確定日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ④ 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するもの

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

とする。

(4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき（ただし、第14項第(2)号に定める場合を除く。）。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の決定日と一致する場合その他行使価額の調整が必要とされる場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額のみが調整される場合を含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額（下限行使価額を含む。以下本号において同じ。）、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使可能期間

平成30年10月10日から平成32年10月30日（ただし、第14項各号に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで（以下「行使可能期間」という。）とする。ただし、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関（第20項に定める振替機関をいう。以下同じ。）が必要であると認めた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得事由

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(3) 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(4) 当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日（ただし、終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）が419円を下回った場合、当該20連続取引日の最終日から起算して11銀行営業日が経過する日に、本新株予約権1個当たり第8項に定める払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。なお、上記20連続取引日の間に第11項に定める行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値は、本号の適用上、当該事由を勘案して調整されるものとする。

15. 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に第17項に定める行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われる。

(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第18項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に第17項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行営業第2部

18. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店

19. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定め

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

た新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される普通株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

20. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

21. 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本要項並びに割当先との間で締結する予定の新株予約権買取契約及びファシリティ契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社普通株式の株価、当社普通株式の流動性、当社の資金調達需要等について一定の前提を置き、当社の行動については資金調達をすべく本ファシリティ契約に基づく行使停止要請通知を行わず、株価が上昇している際には取得条項については行使しないこと等を仮定し、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について、株価水準に留意しながら権利行使を行うものとし、行使した本新株予約権に係る株式数を全て売却した後、次の権利行使を行うことを仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を算定結果と同額の 740 円とした。

また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載の通りとし、行使価額は当初、平成 30 年 9 月 19 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額とした。

22. 1 単元の数の定め廃止等に伴う取扱い

本新株予約権の割当日後、当社が 1 単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長又はその指名する者に一任する。

以 上

ご注意： この文書は当社が本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。